

平成 15 年 1 月 21 日

各 位

会 社 名	株式会社 幸 楽 苑
代表者の役職名	取締役社長 新井田 傳
(東証第二部	コード番号 <u>7 5 5 4</u>)
問い合わせ先	取 締 役 総 務 部 長 武 田 典 久
T E L	0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
	http://www.kourakuen.co.jp/

株 式 の 分 割 (無 償 交 付) に 関 す る お 知 ら せ

平成 15 年 1 月 21 日開催の当社取締役会において、株式の分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 株式分割の目的 当社株式の投資単位を引下げるとともに、当社株式の流通活性化及び個人投資家層の拡大を図る。
2. 平成 15 年 5 月 20 日(火曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 1.3 株に分割する。
 - (1) 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成 15 年 3 月 31 日(月曜日)最終の発行済株式総数に 0.3 を乗じた株式数とする。ただし、計算の結果 1 株未満の端数株式が生じた場合は、これを切捨てる。
 - (2) 分割の方法 平成 15 年 3 月 31 日(月曜日)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式数を、普通株式 1 株につき 1.3 株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。
 - (3) 日 程
 - ・ 株式分割割当基準日 平成 15 年 3 月 31 日(月曜日)
 - ・ 株式分割効力発生日 平成 15 年 5 月 20 日(火曜日)
 - (4) 配 当 起 算 日 平成 15 年 4 月 1 日(火曜日)
 - (5) その他、この株式の分割に必要な事項は、今後開催される取締役会において決定する。

(ご参考)

1. 株式の分割により増加する株式数を具体的に明示していないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株予約権の権利行使(旧商法第 280 条ノ 19 第 2 項の規定に基づく新株引受権の権利行使を含む。)により発行済株式総数が増加する可能性があり、割当日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。

2. 株式分割後の発行済株式総数は、平成 15 年 1 月 17 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次のとおりとなります。

(1) 現在の発行済株式総数 11,384,920 株

(2) 今回の増加株式数 3,415,476 株

(3) 増加後発行済株式総数 14,800,396 株

3. なお、株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。

平成 15 年 1 月 17 日現在の資本金 1,632,372,313 円

4. 今回の株式分割に伴い、新株予約権の行使時の払込金額を平成 15 年 4 月 1 日以降次のとおり調整いたします。

	調整後行使価額	調整前行使価額
平成 14 年 9 月 20 日発行	1 株につき 1,393 円	1 株につき 1,810 円

以 上